

令和3年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 都市政策部

行財政管理課、商工観光課

(2) 総務市民部

情報統計課、課税課、納税課、債権回収対策室

(3) 福祉部

高齢介護課、やすらぎ老人福祉センター

(4) 健康子ども部

保育こども園課、津田認定こども園・葛城認定こども園

(5) 会計課

(6) 議会事務局

3 監査の実施時期

令和3年7月2日～令和3年12月17日

4 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

なお、議会事務局の監査のうち政務活動費の監査において南野監査委員が地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市政策部

① 行財政管理課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 商工観光課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(2) 総務市民部

① 情報統計課

所管する事務事業全般について実施。

ア. ホームページ運営要綱、電子計算組織の管理運用に関する要綱等の各要綱において課名が旧称の情報管理課のままとなっている。

② 課税課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 自治会の使用する集会所等に係る貝塚市固定資産税及び都市計画税減免要綱において「貝塚市市税条例第 37 条第 1 項第 5 号及び貝塚市市税条例施行規則第 10 条第 2 項の規定に基づき減免することに関して、必要な事項を定めるものとする。」とあるが、市税条例第 37 条は個人市民税に関する条文である。

③ 納税課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 債権回収対策室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(3) 福祉部

① 高齢介護課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 後期高齢者医療制度システム等電子計算処理業務委託の契約書に市長印が押されていない。

② やすらぎ老人福祉センター

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成し公表することとされている個人情報取扱事務登録簿が備え付けられていない。

(4) 健康子ども部

① 保育こども園課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 委託契約において、2通作成した契約書原本の片方を相手方に渡していないものがあった。

イ. 園外保育用バス借上契約について、貝塚市契約規則第15条で随意契約を行おうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、1人からのみ徴している。

② 津田認定こども園・葛城認定こども園

所管する事務事業全般について実施。

ア. 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・

子育て支援施設等の運営に関する基準」第 20 条の運営規程が作成されていなかった。また、同基準第 23 条の掲示がされていなかった。

(5) 会計課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(6) 議会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 昨年度の監査でも申し上げたことではあるが、行財政管理課が所管する固定資産台帳と契約検査課が所管する備品台帳について、システムの統合など、データを一元化することにより事務の適正化と効率化を図られたい。

イ. 婚姻満 50 年を祝う会や長寿祝券、敬老祝品の贈呈といった高齢者を祝う事業が幾つかあり、それが高齢者の方の励みになっているのは理解しているが、現状の急激な高齢化社会、高齢者が多数化する中で、内容の検討も必要ではないかと考える。また、対象者の増加以外にも、公費による飲食提供の是非など様々な課題があるものと思われる。昨今の社会情勢に合わせた見直しを図られたい。